

C L T を用いた木造建築基準の高度化推進事業を行う

補助事業者の募集についての公示

平成 26 年 5 月 2 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、C L T を用いた木造建築基準の高度化推進事業を行う補助事業者の募集について公示します。

記

1 事業概要

(1) 事業名

C L T を用いた木造建築基準の高度化推進事業

(2) 事業目的

C L T を用いた建築物の地震等に対する安全性の検証を行う上で必要となる技術的知見の収集等を行うことを目的とします。

(3) 事業内容

C L T による構造について、構造性能確認のための実大構造実験、要素実験及び設計法素案の検討を行う。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、平成 26～27 年度を予定しています。

なお、補助金の交付を受けることができる調査の期間は単年度とし、単年度毎に応募頂き、採択することとなります。平成 26 年度の事業の実施期間については、交付決定通知が発出された翌日からとし、平成 27 年 3 月 13 日（金）までに事業を完了するものとします。

2 補助対象事業者の要件

(1) 事業主体は、本補助金の交付を受けて、補助事業を実施する民間事業者、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する法人その他の本事業を実施する能力を有する法人とします。

(2) 事業主体は、次のすべてに該当しなければなりません。

① 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

② 補助事業を的確に遂行するにあたって十分な経理的基礎を有すること。

③ 補助事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

※ 事業主体の各構成員が補助事業の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により補助事業を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により補助事業を行うことも可能です。ただし（1）の要件を満たす者に限ります。

- (3) 原則として本事業については、独立行政法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）との共同研究により実施するものとします。

なお、共同研究は応募内容により技術指導に変更される場合があります。

※ 建築研究所と共同で実施する場合の補足事項

- ① 交付される補助金については、応募した事業主体に対して全額交付され、建築研究所は補助金の交付を受けません。
- ② 事業主体（建築研究所以外の共同研究者を含みます。）と建築研究所との間で共同研究に関する協定を交わしていただきます。
- ③ 事業により生じた知的財産権は、原則として建築研究所にも帰属することとなります。

※ 建築研究所の技術指導を受ける場合の補足事項

- 建築研究所は、原則として、事業主体から技術指導料は受領しません。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課構造係
電話 03-5253-8111（内線：39-528）
ファクシミリ 03-5253-1630
電子メール morioka-n2kb@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成26年5月2日（金）10時00分～平成26年5月28日（水）18時00分
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行って下さい。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成26年6月2日（月）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限ります。）の場合は2部、電送又は電子メールの場合は1部。（郵送、電送又は電子メールの場合には担当者とは直接電話連絡することにより着信を確認して下さい。）

4 補助金交付候補者の選定方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に最も合致した提案書等を提出した1者を採択します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施します。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行いません。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にします。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。特定しなかった提案書は、原則返却します。なお、返却を希望しない場合は提案書を提出する際にその旨を申し出て下さい。
- (7) 詳細は説明書によります。